

せり人の登録及び登録の更新等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第二市場における京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第11条から第14条まで並びに京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第8条から第11条までに規定するせり人の登録等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(資格要件)

第2条 条例第11条第4項に規定するせり人として必要な経験又は能力は、次のとおりとする。

- (1) 民法が定める成年であること。
- (2) 卸売業務のうち直接販売業務について3年以上の経験を有する者とする。ただし、異なる取扱品目の部類に属する卸売業務における当該経験年数は、これを通算しない。

(申請書に添付する書類)

第3条 規則第8条第2項第3号に規定する申請書に添付する書類のうち、その他市長が特に必要と認める書類とは、登録を受けようとするせり人の写真2枚（正面向き、上半身、無帽、3cm×2.4cm）とする。

(せり人の試験)

第4条 せり人の能力の認定に係る試験は次のとおり行うものとする。

- (1) せり人の登録の申請書を受理した後に市長が指定する期日に行うものとする。
 - (2) 市長は必要に応じて試験のための講習会を行うことができる。
- 2 規則第10条に規定する試験では、卸売市場に関する法令、条例、規則及び諸規定に基づく売買取引についての必要な知識及び一般常識を審査判定する。

(せり人登録の更新)

第5条 登録の更新に際しては、せり人講習会を実施し、これを受講した者に対し、せり人の登録の更新を行うものとする。

- 2 第3条及び前条第1項の規定は、登録の更新について準用する。

(せり人登録証等の取扱い)

第6条 せり人登録証又はせり人章を紛失したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 せり人章その他市長が交付する物に係る必要な経費は、その交付の際に徴収するものとする。
- 3 申請者は登録の更新に係る登録証の交付を受けようとするときは、先に交付を受けた登録証を市長に返還しなければならない。
- 4 卸売業者はせり人の登録の抹消があったときは、当該抹消された者に係るせり人登録証及びせり人章を速やかに市長に返還しなければならない。

(申請書の様式)

第7条 せり人の登録等に係る申請書等の様式は次のとおりとする。

- (1) せり人登録申請書兼誓約書 第1号様式
- (2) 履歴書 第2号様式
- (3) せり人登録簿 第3号様式
- (4) せり人章 第4号様式
- (5) せり人登録の更新申請書 第5号様式
- (6) せり人登録抹消申請書 第6号様式

(その他)

第8条 せり人の登録及び登録の更新の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成5年12月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

せり人登録 申請書兼誓約書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者所在地	申請者名

京都市中央卸売市場業務条例第 11 条第 1 項の規定により、次の者をせり人として登録することを申請します。申請にあたり、次の者が同条例第 11 条第 3 項第 1 号から第 4 号までの各号に該当しないことを誓約します。

氏 名	
住 所	
せりを行う市場	
取扱品目の部類	

誓約事項：京都市中央卸売市場業務条例第 11 条第 3 項（抜粋）

- （１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- （２）禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。
- （３）第 1 項の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。
- （４）仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

添付書類

- （１）履歴書
- （２）写真 2 枚（正面向き、上半身、無帽、3 c m × 2 . 4 c m）

履 歴 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

氏 名	
住 所	
生年月日	
職 歴	
賞 罰	

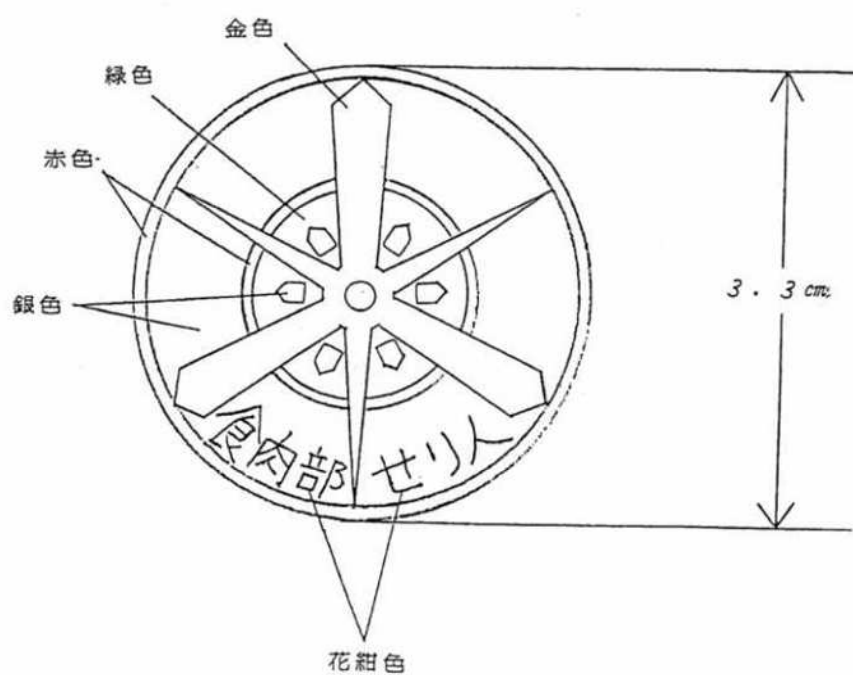
せり人登録簿

登録番号			
氏 名			
所属する卸売業者の名称			
せりを行う市場			
取扱品目の部類			
登録の年月日		有効期限	
更新の年月日		有効期限	
更新の年月日		有効期限	
更新の年月日		有効期限	
更新の年月日		有効期限	
更新の年月日		有効期限	

(備考)

(写真)

せり人章



せり人登録の更新 申請書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者所在地	申請者名

京都市中央卸売市場業務条例第 12 条により，次のせり人に係る登録の更新を申請します。

登録番号	
氏 名	
住 所	
せりを行う市場	
取扱品目の部類	

添付書類

写真 2 枚（正面向き，上半身，無帽，3 cm×2.4 cm）

せり人登録抹消 申請書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者所在地	申請者名

京都市中央卸売市場業務条例第 1 4 条第 2 号により，次のせり人に係る登録の抹消を申請します。

登録番号	
氏 名	
住 所	
せりを行う市場	
取扱品目の部類	